大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

境部老麻呂の三香原新都讃歌

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-06-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村田, 右富実 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00017424

境部老麻呂の三香原新都讃歌

村田右富実

一　はじめに

次に掲げる歌の題詞と左注によれば、境部老麻呂は天平十三年（七四一）二月に新都讃歌を作った。おそらく歌詠の機会も同月だったろう。境部老麻呂は「右馬頭」（右馬寮の長官）。従五位上相当官の高官である。「五位以上の官人がこの種の讃歌を作るのは異例。」（『全注』）[1]といわれるように、高級官人の手になる讃歌は珍しい。

三香原[2]の新都を讃むる歌一首并せて短歌

山背の　恭仁[3]の都は　春されば　花咲きををり　秋されば　もみち葉にほひ　帯ばせる　泉の川の　上つ瀬に　打橋渡し　淀瀬には　浮橋渡し　あり通ひ　仕へ奉らむ　万代までに

（17・三九〇七）

反歌[4]

楯並めて　泉の川の　水脈絶えず　仕へ奉らむ　大宮所

（17・三九〇八）

右、天平[5]十三年二月に、右馬頭境部宿祢老麻呂作る。

本稿は、遷居直後の恭仁宮の描かれ方を中心に、当該歌の特質を考えるものである。

二　恭仁宮

『続日本紀』によれば、天平十二年（七四〇）十二月十四日に近江を出発した聖武天皇はその日のうちに山背国相楽郡玉井頓宮に到着。翌十五日に恭仁宮に入った。

皇帝在前（くわうていさき）に恭仁宮に幸（みゆき）したまふ。始めて京都（みやこ）を作る。太上天皇・皇后、在後（あと）に至りたまふ。

（天平十二年十二月十五日）[6]

この条において、聖武天皇は「天皇」ではなく「皇帝」と記される。「皇帝」は「儀制令」[7]に、

天皇。詔書に称する所。
皇帝。華夷に称する所。
（「儀制令」1）

と記され、『新日本古典文学大系　続日本紀』（以下、『新大系続日本紀』と記す）が、「国の内外にあまねく告げる場合の天子の称」（第一巻二三五ページ）とするように、「天皇」よりも広い範囲を念頭においた表記と見られる。

また、『新大系　続日本紀』は、

地の文に「皇帝」の表記が見えるのは、本条（天平十年正月十七日条―引用者注）と天平十二年十二月丙辰・丁卯条・天平十五年十月乙酉条の四回で、巻十三・十五のみ。聖武天皇の勝宝感神聖武皇帝の尊号（天平宝字二年八月戊申条）あるいは編纂方針に関連あるか。
（第二巻三三七ページ）

「皇帝」の語は続紀では詔勅など漢文的表現以外には、天平十・十二・十五年の行幸の時に使用されている。
（第二巻四三三ページ）

とも述べ、その特殊性に注意を向ける。地の文の用例は以下の四例（当該例も再掲した）。

A皇帝、松林に幸したまふ。宴を文武の官の主典已上に賜ひ、禄賚ふこと差有り。
（天平十年正月十七日）

B皇帝、国城を巡り観す。晩頭に新羅楽・飛騨楽を奏る。
（天平十二年十二月四日）

C皇帝、在前に恭仁宮に幸したまふ。始めて京都を作る。太上天皇・皇后、在後に至りたまふ。
（十二年十二月十五日条―再掲）

D皇帝、紫香楽宮に御しまして。盧舎那の仏像を造り奉らむが為に始めて寺の地を開きたまふ。
（天平十五年十月十九日）

巻十三、十五には「天皇」の行幸記事も十六例存在し、これら四例は何らかの意味で強調されている。さらにADははっきりしないものの、Bには「国城」（『続日本紀』中当該例のみ）、「巡観」（同、当該例のみ）、「晩頭」（同、当該例を含み四例のみ）と、『続日本紀』中にあって、珍しい表現を含み持つ。中でも「国城」は、ここでは美濃国府を意味しているが、本来は、

夫、国城大にして田野浅狭なるは、其、以ちて其の民を養ふに足らざるなり。
（『管子』八観）

とあるように、首都の意であり、Bの「国城」は文飾に近い。

また、C（当該条）に見える「京都」についても、『新大系続日本紀』が、「続紀では「京」、「京師」がふつうで「京都」

は稀。」（第二巻三八三ページ）と指摘するように、「京都」は『続日本紀』に八例（当該例を含む。以下同）しか見えない（「京師」は二十七例、「京」は解釈によって用例数が大きく変わるが、少なく見積もっても百例以上はある）。さらに、「在前」は『続日本紀』中に三例。残り二例は次の通り。

右大臣橘宿祢諸兄、在前に発ち、山背国相楽郡恭仁郷を経略す。遷都を擬ることを以ての故なり。

（天平十二年十二月六日）

右大臣橘宿祢諸兄を遣して在前に恭仁宮に還らしむ。

（天平十五年正月一日）

第一例は巻十三、第二例は巻十五の用例であり、Cとの何らかの関連を想定させる。CもB同様、特徴的な書き方といってよい。

そして、Cでは「在前」と「在後」とが対句的に配されている。この対は、

これを瞻るに前に在り、忽焉として後に在り。

（『論語』子罕）

祝哽前に在り、祝噎後に在り。

（『後漢書』明帝紀）

などをはじめ、漢籍に多数の用例が見られる。ここでは聖武天皇の恭仁宮入りの後に、太上天皇と皇后も恭仁宮に入ることが当然であるかのように記されている。

このように見てくると、Cは皇帝としての聖武がまず恭仁宮に入り、そこに新しい「京都」を作る、そして太上天皇と皇后とがその後に続くことが強い筆致で記されていることがわかる。それが『続日本紀』の立場だったのだろう。ただし、実際には、太上天皇の恭仁宮入りは天平十三年七月十日であり、皇后の恭仁宮入りの記述はなく、天平十四年二月一日に皇后宮に行幸した記述が直近となる。聖武天皇の恭仁宮入りは、『続日本紀』の筆致とは裏腹に遷都とはほど遠いものだったようであり、それは、巻十四に引き継がれる。

巻十四の冒頭、天平十三年元旦の記事は有名である。

天皇、始めて恭仁宮に御しまして朝を受けたまふ。宮の垣就らず、繞すに帷帳を以てす。是の日、五位已上を内裏に宴す。祿賜ふこと差有り。

（天平十三年一月一日）

この記事は、紫香楽宮遷居後の天平十七年一月一日条に見える、

乍ちに新京に遷り、山を伐り地を開きて、以て宮室を造る。垣牆未だ成らず。繞すに帷帳を以てす。

（天平十七年一月一日）

と比較されることが多い。どちらも帷帳で囲んだだけの区域で

あり、殿と呼べるようなものではなかったことを示す。聖武天皇の恭仁宮入りは、当初、実態としては遷都というよりも離宮行幸に近いものだったのではないだろうか。

以下、閏三月末までの約四ヶ月間について、『続日本紀』の全ての記事を略記しつつ羅列する。

A 01／11　伊勢神宮と七道の諸社に新京に遷ることを報告。
B 01／15　藤原不比等家が封戸を返上。射礼中止。
C 01／16　大極殿で主典以上と賜宴（踏歌節会）。
D 01／22　広嗣の乱に連座した者の処分。
E 02／07　馬牛の屠殺禁止と国郡司の私的狩猟禁止の詔勅。
F 03／01　日蝕。
G 03／08　広嗣の乱に加担したと思われる小野東人に対する処断。平城京の東西の市で杖刑に処され、伊豆に配流。
H 03／20　難波宮に百八羽の大きな鳥が時を定めて集まるという異常現象の報告。使いを派遣して神に奉幣してこれを鎮める。
I 03／24　国分寺建立の詔勅。[8]
J 03／28　長谷部内親王（泊瀬部皇女）薨去。
K 閏03／05　広嗣の乱において功績のあった者への叙位。
L 閏03／09　平城宮の兵器を三香原宮に運ばせる。
M 閏03／15　五位以上の者の平城京居住を禁止。
N 閏03／19　難波宮の怪異を鎮める。
O 閏03／24　宇佐八幡宮に広嗣の乱戦勝の報賽。
P 閏03／25　天皇警護の武官に褒賞。

A（一月十一日）は神々への遷都報告であり、藤原宮遷居時の、

使者を遣して、幣を四所の伊勢・住吉・紀伊の大神に奉らしめ、告すに新宮のことを以ちてす。

（持統六年五月二十六日）[9]

が参照される。ただし、注意すべきは、この『日本書紀』の記事は実際の遷都の二年七ヶ月前のものである点、そして、この三日前には、

浄広肆難波王等を遣して、藤原宮地を鎮祭らしむ。

（持統六年五月二十三日）

と記されるという二点にある。つまり、神々への報告は、宮の完成ではなく新宮の地の決定の報告でしかない。Aの諸社への報告もこれと同様に理解すべきである。聖武の恭仁宮入りから

一ヶ月も経過しない間に、恭仁を宮地として神々に報告したことは、恭仁宮を正式な宮であるとする公的認定が急務だったことを示していよう。

B（一月十五日）、D（一月二十二日）は広嗣の乱の残務処理である。戦功をあげた者への叙位はK（閏三月五日）まで行われていない。恭仁宮遷居も当該歌の詠作も戦後処理の最中の出来事であったことがわかる。

C（一月十六日）は、その日付から踏歌節会と考えられるが、平城宮からの大極殿の移築は翌年の元旦でも完了しておらず（天平十四年一月一日条）、ここの「大極殿」も帷帳で囲んだだけのものであった可能性が高い。Bでは射礼が中止されていたが、これも設備の未整備がその要因だろう。

E（二月七日）には、馬牛の屠殺禁止と私的な狩猟禁止の詔勅が出される。この記事と「右馬頭」だった当該歌の作者境部老麻呂とを結び付ける論[10]もあるが、『釈注』が、

牛馬という点で、右馬頭境部宿祢老麻呂とかかわりを見せるけれども、これはまったく偶然のことで、目下の歌の場を追うのには機能しそうもない。

とするように、「右馬頭」との直接的関係に言及するには、別の史料が必要である。この記事は、当該歌よりもIの国分寺建立の詔に象徴される国家仏教との関係を考えるべきではあるまいか。

三月に入ると、再び広嗣の乱の連座者への処罰が下される。平城京の東西の市で杖刑が行われており（G―三月八日）、人々の多くが平城京に残っていたことがわかる。その後、H（三月二十日）では難波宮の異変とそれを鎮めるための奉幣が記され、I（三月二十四日）は、いわゆる国分寺建立の詔である。

このように見ても、当該歌の作と伝わる二月は、広嗣の乱の功労者への叙位すら行われておらず、かつ、経済活動の拠点は平城京にあり（五位以上の者に対する遷居の命令でさえM―閏三月十五日）、宮そのものも、内裏こそ存在してはいたであろうが、大極殿をはじめとする宮の主要な建造物は、まだ姿を現していない段階だったといってよい。建物について付言すれば、造宮卿の任命記事がこの年の九月八日である点も参考になる。また、平城宮の武器が三香原宮に運び込まれるのはL（閏三月九日）であり、それまで聖武は、いわば丸腰で過ごしていたことになる。

以上が『続日本紀』から推定できる当該歌詠作時の恭仁宮の状況である。当該歌は、宮とはとても呼べないような新宮に対

する讃歌である点を確認しておきたい。

勿論、社会状況が歌の内容に必ずしも反映しないことは、天平七年（七三五）～天平九年（七三七）にかけて猖獗を極めた「瘡」が万葉歌に登場しないことや、天平十二年の聖武の東国行幸歌に広嗣の乱が全く歌われていないことからも容易に想定できる。しかし、その一方、『万葉集』には遷都歌が数多く見られることも指摘したことがある。[1] あらためて、当該歌の表現と恭仁宮との関係を論じてみたい。

三　山背の　恭仁の都は　～秋されば　黄葉にほふ

長歌は「山背の　恭仁の都は」から歌い起こされる。恭仁宮と題詞の「三香原の新都」とは同じ場所とみなしてよいであろうが、『続日本紀』の「三香原」は木津川の南岸に位置していたと思われる記述がある（天平十四年八月十三日条―後掲）。恭仁宮遷居以前の三香原行幸は、和銅六年（七一三）六月から天平十一年（七三九）三月まで、『続日本紀』に八回、『万葉集』に一回の計九回を数える。聖武天皇から見ると、小さい頃から慣れ親しんだ土地といってよいだろう。一方、「恭仁」は和銅元年（七〇八）九月二十二日条に岡田離宮行幸に際して「賀茂」、「久仁」の二つの里に稲三十束を賜った記事があるだけである。当時、南山城の離宮としては「三香原」の方がよく知られており、こうしたところから「三香原の新都」という書き方も成立したのではないだろうか。少なくとも万葉歌において、遷都後の恭仁宮（京）と三香原とを区別しているとは思えず、ここも同じ空間を指し示していると理解しておく。

さて、長歌冒頭は、実際に恭仁宮が山背国にあるため、表現に矛盾があるわけではない。しかし、たとえば、近江大津宮遷都は、

～そらにみつ　やまとを置きて　あをによし　奈良山を越え～あまざかる　夷にはあれど～　（1・二九）

と歌われた。「やまと」（以下、行政区画としての国の「大和」は「やまと」と記す）以外に離宮以外の宮が造営されるのは異例のことだったろう。恭仁宮への遷都は、平城京を捨て「やまと」を離れるという意味においても、それほど簡単に人々に受け入れられたとは思えない。田辺福麻呂歌集所出の恭仁宮讃歌においても、

現つ神　我が大君の　天の下　八島の中に　国はしも　多くあれども　里はしも　さはにあれども　山並の　宜しき国と　川なみの　立ち合ふ里と　山背の　鹿脊山のまに

宮柱　太敷きまつり　高知らす　布当の宮は～

（6・一〇五〇）

と、山背国が多くの国から選び取られた経緯が歌われる。「やまと」ではなく、山背の地を都と認定するには一定の手順が必要だったのだろう。

さらにいえば、この恭仁宮が「大養徳恭仁大宮（やまとのくにのおほみや）」と名付けられるのは、当該歌詠作後、一年九ヶ月を経た天平十三年（七四一）十一月二十一日である。この名称について『新大系続日本紀』は、

大養徳は天平九年十二月に大倭を改称した国名。国名を冠した宮の号として近江大津宮（慶雲四年七月壬子条）がある。ただし恭仁宮は山背国に属するから、大倭国（一八一頁注一三）、夜麻止乃久尓（天平十五年五月癸卯）と同じく日本の意か。　（第三巻四〇〇ページ）

とするが、『続日本紀』に登場する「養徳」二十一例中、「日本」（以下、国家の名称としての「日本」は「日本」と記す）を示す可能性がある例は、宝亀二年（七七一）正月二十三日の他戸親王の立皇太子を伝える第五十一詔に見える、

明神御八州養徳根子天皇　（第五十一詔）

という光仁天皇の呼称のみであるが、これは、

現御神（止）大八嶋国所知倭根子天皇　（第一詔）
現神八洲御宇倭根子天皇　（第二詔・第五詔）
現神御宇倭根子天皇　（第四詔・第六詔・第一三詔）
現神大八洲所知倭根子天皇　（第五詔・第十九詔・第二十五詔・第四十九詔）
現神大八洲国所知倭根子天皇　（第七詔）
現神（止）御宇倭根子天皇　（第十四詔）
現神坐倭根子天皇　（第二十四詔）
日本国（尓）坐（天）大八州国照給（比）治給（布）倭根子天皇　（第四十二詔）
現神（止）大八州国所知倭根子挂畏天皇　（第四十三詔）
明神大八洲所知（須）和根子天皇　（第五十五詔）
現神坐倭根子天皇　（第六十一詔）

とさまざまに記されるもののバリアントとして理解すべきだろう。また、これらは国家としての「日本」というよりも天皇の支配域に基づいた名称とすべきであり、第五十一詔は類例にはなるまい（第四十二詔に見える「日本」は後述）。

また、『新大系　続日本紀』が指摘する「大倭国」は、遣唐使粟田真人の帰朝報告の中に見える唐人の発話内の「日本」の旧国名であり、他に書きようがない（慶雲元〔七〇四〕七月一日条）。さらに、天平十五年五月五日に見える「夜麻止乃久尓」

は、第九詔内の〈ウタ〉、

そらみつ　やまとの国は（夜麻止乃久尓波）　神柄（かむから）し　貴（たふと）
くあるらし　この舞ひ見れば　（続紀二）

の一部である。これは「日本」を指すだろうが、そもそも「日本」も「やまと」も発音が同じであり、ここも天皇の支配域の呼称と理解すべきではなかろうか。「大養徳恭仁大宮」の「大養徳」が「日本」であることを示すためには、「養徳」の文字列が「日本」をあらわしている例が必要である。

一方、「やまと」の書式が「大倭」から「大養徳」に変更されていた天平九年（七三七）十二月二十七日から天平十九年（七四七）三月十六日の間を『続日本紀』に追ってみると、表記変更直前の天平九年十二月二十三日には「大倭宿祢清国」とあるが、その後は一貫して「大養徳」が用いられる（十九例―当該例を含めていない）。この期間中の「大倭」は、「大養徳」を「大倭」に戻す直前の天平十九年二月二十二日条に、

大倭・河内・摂津・近江・伊勢・志摩・丹波・出雲・播磨・美作・備前・備中・紀伊・淡路・讃岐の一十五国飢饉ゑぬ。因りて賑恤を加ふ。　（天平十九年二月二十二日）

の例があるが、これは『新大系　続日本紀』が指摘するように追改であろう。また、この期間中に他に「大倭」はなく、「倭」も人名「倭武助」に限られている。

そして、「日本」の文字列は『続日本紀』中に二十三例あるものの、

外国使の奏上	七例
遣外使の帰朝報告	三例
巻首の天皇号（元明）	三例
巻首の天皇号（元正）	三例
系譜中の天皇号（元明）	二例
系譜中の天皇号（元正）	一例
日本紀の完成	一例
道慈の卒伝	一例
韓国連源の言上	一例
第四十二詔	一例

と、天皇の名号を除くと、他国との関係で使用される例がほとんどである。問題となるのは、先に触れた第四十二詔の「日本国尓坐天大八州国照給比治給布倭根子天皇」である。たとえば、本居宣長『歴朝詔詞解』は「やまと」の意とするものの、なお保留すべきだろう。仮に第四十二詔の「日本国」が「やまと」であったとしても、天平神護三年八月十六日の例であり、「大養徳恭仁大宮」に直接するものではあるまい。やはり、「日本」

を示す文字列は「日本」が一般的だったといってよいだろう。

「大養徳恭仁大宮」の「大養徳」を「日本」の意味と解する積極的な根拠は見出せなかった。「大養徳恭仁大宮」は山背国に存在する恭仁宮を「やまと」に包摂するための名称と理解すべきであろう。

なお、『万葉集』に目を移せば「日本」の文字列は、「日本」も「やまと」も示す。たとえば、持統六年（六九二）の伊勢行幸の際に石上麻呂が作った、

我妹子を　いざみの山を　高みかも　やまとの見えぬ（日本能不所見）　国遠みかも　（1・四四）

は、「やまと」としか考えられず、同じ巻に載る、遣唐使山上憶良が唐で作った、

いざ子ども　早く日本へ（早日本邊）　大伴の　三津の浜松　待ち恋ひぬらむ　（1・六三）

は、「日本」の意でしかない。『万葉集』では、他の地名同様、多様な書き方が許容されていたと思われる。そうした中で、当該歌の三年後の作品となるが、大伴家持作の安積皇子挽歌では、

〜我が大君　皇子の尊　万代に　食したまはまし　おほやまと　恭仁の都は（大日本　久邇乃京者）〜（3・四七五）

があらわれる。これは「大養徳恭仁大宮」の韻文化であるといってよいだろうが、それが「日本」をあらわしているのか、「やまと」を意味しているかは不明である。

仮に「大養徳恭仁大宮」の「大養徳」が「日本」を指し示しているとしても、当該歌成立時点において、「恭仁宮」は、「やまと」ではなく、「山背」にある「宮」として把握されていたといってよい。

以上、「山背の恭仁の都」は、「都」が「やまと」の領域外に存在することを前提とする表現であることを確かめてきた。恭仁宮が「大養徳恭仁大宮」と称される以前の感覚を如実に表していたと考えられよう。

続いて長歌は、「春されば　花咲きををり　秋されば　もみち葉にほひ」と恭仁宮の春秋の様を描写する。ここは、『旧全集』が、「作者は久邇京の秋は未経験のはず。新都讃美の常用語を並べただけであろう。」と注するように、天平十三年二月時点では、恭仁宮の秋は誰も経験しておらず、当該対句が様式化された表現であることはまちがいない。当該歌の類型性はこれまでもたびたび指摘されてきているが、この対句はその典型といってよいだろう。『全注』は、

春秋に対し、ともに「されば」といい、花と黄葉を出して

くるところはいっそう芸がなく単純である。

と、手厳しいが当を得た評を述べる。

四　帯ばせる　泉の川の　～淀瀬には　浮橋渡し

先の対句が恭仁宮の時間讃美だとすれば、ここは、川を中心とした空間表現である。

「帯ばせり」、「帯にせり」は集中に六例。当該歌以外は次の通り。

大君の　三笠の山の　帯にせる　細谷川の　音のさやけさ　（7・一一〇二）

三諸の　神の帯ばせる　泊瀬川　水脈し絶えずは　我忘れめや　（9・一七七〇）

～神奈備の　三諸の神の　帯にせる　明日香の川の　水脈早み　生しため難き　石枕　苔生すまでに～　（13・三二二七）

～うまさけを　神奈備山の　帯にせる　明日香の川の　早き瀬に　生ふる玉藻の～　（13・三二六六）

～新川の　その立山に　常夏に　雪降り敷きて　帯ばせる　片貝川の　清き瀬に　朝夕ごとに～　（17・四〇〇〇）

傍線部に示したように、全例に「帯」、「帯ぶ」の主体が歌われるが、当該歌にはそれがない。稚拙とされる所以の一つなのだろうが、長く見積もっても、遷居から二ヶ月程度しか経過しておらず、恭仁宮の「神奈備山」に該当する山は存在しようもなかったのだろう。

続く対句では、上流に「打橋」を、「淀瀬」には「浮橋」を渡すと歌われる。「上つ瀬に　打橋渡し」について、『全注』は、

飛鳥川ならともかく、川幅の広い木津川に打橋はふさわしくない。下への続きでは、この橋を渡って宮殿へ通おうというのであるが、久邇京の大極殿のあった付近へ行くにはかなり広いところを渡らねばなるまい。その点では次の二句の浮橋が実情に合う。全体が形式的なので、ここも慣用的表現を踏襲したのであろう。

と、形式的と評する。「打橋」は『万葉集』に六例。『日本書紀』の〈ウタ〉に一例。当該歌以外の用例は以下の通り。

飛ぶ鳥の　明日香の川の　上つ瀬に　石橋渡し（注略）　下つ瀬に　打橋渡す　石橋に（注略）　生ひなびける　玉藻もぞ　絶ゆれば生ふる　打橋に　生ひををれる　川藻もぞ　枯るれば生ゆる～　（2・一九六）

千鳥鳴く　佐保の川門の　瀬を広み　打橋渡す　汝が来と思へば
（4・五二八）

背の山に　直に向かへる　妹の山　事許せやも　打橋渡す
（7・一一九三）

天の川　打橋渡せ　妹が家道　止まず通はむ　時待たずとも
（10・二〇五六）

機の　踏み木持ち行きて　天の川　打橋渡す　君が来むため
（10・二〇六二）

打橋の　頭の遊びに　出でませ子　玉手の家の　八重子の刀自〜
（紀一二四）

また、『神代紀・下　第九段一書第二』には、大己貴神に提示した国譲りの条件として、

又汝が往来ひて海に遊ぶ具の為に、高橋・浮橋と天鳥船も供造らむ。又天安河にも打橋を造らむ。

（『神代紀・下　第九段一書第二』）

と、「浮橋」とともに「打橋を造る」ことが登場する。たしかに、現実の打橋は「板を打ち渡した橋か」（『時代別国語大辞典　上代編』）と思われ、その構造を考えても、せいぜい広めの「川門の瀬」（4・五二八）に渡すのが限界であろう。しかし、歌の上では「背の山」と「妹山」との間に渡したり、「天の川」や「天安河」に渡すなど、川幅が広くても渡せるものとして表現されている。

一方、「打橋」の対となる「浮橋」は集中の唯一例。先の『日本書紀』の例があるものの、用例には恵まれない。[12] ただし、やや時代は下るものの、

A諸国の庸調入貢に或は川に橋無く、或は津に舟乏しくして、民の憂ひ少なからず。路次の諸国に貢調の時、津の済りの処に舟檝・浮橋等を設け、長く恒例と為せ。

（『日本紀略』延暦二十年〔八〇一〕五月十三日条）

B太政官符

浮橋布施屋を造り、并せて渡の船を置くべきこと。

一　浮橋二処

駿河国富士河　相模国鮎河

右二つの河の流水甚速く、渡船艱多し、往還の人馬の損没少なからず。仍りて件の橋を造れ。

（『類聚三代格』巻十六　承和二年〔八三五〕六月二十九日）

C浮橋并せて布施屋の料は救急稲を以ちて充てよ。

（『類聚三代格』巻十六　前項の続き）

D凡そ斎内親王参入の日、飯野郡櫛田河の浮橋は太神宮司その事を専当し、神郡の人をして臨時に営作せしめよ。

京に帰る日もまたこれに准へよ。

（『延喜式』巻四　伊勢大神宮42）[13]

が存在し、船を利用した臨時の橋と考えて大過ない。[14] Bを参看すると「淀瀬」に「浮橋」は打ち合わないかもしれないが、「打橋」、「浮橋」ともにその臨時性が重要なのだろう。

そもそも、よく指摘されるように、恭仁京付近の泉川に橋が架けられる記事の最初は、

賀世山（かせやま）の東の河に橋を造る。七月より始めて今月（このつき）に至りて乃ち成る。　（天平十三年十月十六日）

である。これも仮の橋だったようで、翌年にも架橋の記事が登場する。

宮城より南の大路の西の頭と、甕原宮より東との間に大橋を造らしむ。　（天平十四年八月十三日）

このように、当該歌の詠作時点では、宮に直結するような泉川を渡る橋は存在していない蓋然性が極めて高い。しかし、橋は未完成であっても何らかの方法で渡河しなければ恭仁宮には行き着けず、その具体は不明だが、この対句は橋の架かっていない現実に裏打ちされた表現といってよかろう。『全注』が、「橋のなかった現状に即しているのである」と述べるように、それは天平十三年二月の恭仁宮の現実反映であろう。当該歌が恭仁宮の恒久性を基本としているとは考えられない。

五　あり通ひ　仕へ奉らむ　万代までに

前段の対句は「渡し（和多之）」と連用形であることが明示され「あり通ひ　仕へ奉らむ」にかかる。当該歌は「橋を渡して宮に通って万代までお仕えしよう」と歌い収められている。その「あり通ふ」については、影山論文[15]に詳しい。以下、影山論文と同じ結論ではあるものの、追試験をかねて述べておく。

「あり通ふ」は、集中に十九例、古事記の〈ウタ〉に一例存在する。典型ともいえる用例は、

神代より　吉野の宮に　あり通ひ　高知らせるは　山川を良み　（6・一〇〇六）

あり通ふ　難波の宮は　海近み　海人娘子らが　乗れる舟見ゆ　（6・一〇六三）

などの、繰り返される離宮行幸や、

布勢の海の　沖つ白波　あり通ひ　いや年のはに　見つつしのはむ　（17・三九九二）

片貝の　川の瀬清く　行く水の　絶ゆることなく　あり通ひ見む　（17・四〇〇二）

などの佳景の地再訪への憧憬である。中には、

鳥翔成　あり通ひつつ　見らめども　人こそ知らね　松は

知るらむ　（2・一四五）

愛しきかも　皇子の尊の　あり通ひ　見しし活道の　道は荒れにけり　（3・四七九）

といった挽歌の例もあるが、通底しているのは、本拠地とでもいうべき場所から、それ以外の土地へのたび重なる訪れを示す点である。例外となりそうなのは、人の往来をあらわす、

逢はむとは　千度思へど　あり通ふ　人目を多み　恋ひつつそ居る　（12・三一〇四）

であるが、これを当該歌に適用することはできまい。当該歌についていえば、恭仁宮への複数回に及ぶ往還の表現といってよいが、それは恭仁宮への日々の参勤、参上をあらわしているとはいえない。少なくとも集中にそうした用例は一切ない。先にも掲げたように、日常を離れた空間への往来こそ「あり通ふ」である。

「あり通ふ」以外に類例を探せば、「藤原京より寧楽宮に遷る時の歌」（1・七九～八〇）があげられる。

大君の　命恐み　にきびにし　家を置き　こもりくの　泊瀬の川に　舟浮けて　我が行く川の　川隈の　八十隈落ちず　万度　かへり見しつつ　玉桙の　道行き暮らし　あをによし　奈良の都の　佐保川に　い行き至りて　我が寝たる　衣の上ゆ　朝月夜　さやかに見れば　たへのほに　夜の霜降り　岩床と　川の氷凝り　寒き夜を　息むことなく通ひつつ　作れる家に　千代までに　いませ大君よ　我も通はむ　（1・七九）

反歌

あをによし　奈良の家には　万代に　我も通はむ　忘ると思ふな　（1・八一）

この歌も未完成の「寧楽宮」に「通ふ」と歌われ、影山論文も述べているように、当該歌と同じ状況と考えてよいだろう。「あり通ひ」と歌われる当該歌の作品世界にあって、恭仁宮は離宮として描き出されている。「山背の　恭仁の都」、「帯ばせる」の主体の欠如、橋の対句、そして、この「あり通ひ」と、これらの表現は、恭仁宮を平城宮に取って代わるような正宮として描き出していないのである。

しかし、ここで、作者境部老麻呂が遷都に反対であったとか、反主流派だったとか、そういった生身の作者に議論を落とし込んではなるまい。我々が判断できるのは、当該長歌に描き出されている恭仁宮は天平十三年二月の状況や当時の恭仁宮に対する一般的認識を如実に反映しているということである。

六　反歌

反歌「楯並めて　泉の川の　水脈絶えず　仕へ奉らむ　大宮所」は長歌結解部と「仕へ奉らむ」を共有する序歌である。多くの注釈書が指摘するように、初句の「楯並めて」は他に、神武即位前紀の、

楯並めて　伊那嗟（いなさ）の山の　木の間ゆも　い行き守らひ　戦へば　我はや飢（ゑ）ぬ〜　（紀一二）

しか見えないが、用例数が少ないため、この『日本書紀』の〈ウタ〉との関係を論じることは難しい。

また、第三句「水脈絶えず」は、

三諸の　神の帯ばせる　泊瀬川　水脈し絶えずは　我忘れめや　（9・一七七〇）

八釣川　水底絶えず　行く水の　継ぎてそ恋ふる　この年ころを或本歌に曰く「水脈も絶えせず」といふ　（12・二八六〇）

三輪山の　山下とよみ　行く水の　水脈し絶えずは　後も我が妻　（12・三〇一四）

といった類例があり、『私注』の「ありふれた形式歌である」という酷評もやむを得まい。『私注』は長歌についても「歌は慣用の句をつらねて、形式を整へただけのものにすぎない。」とも述べる。しかし、こうした評は裏返していえば、当時の上級官人層が過去の離宮讃歌などを参照しつつ作歌可能だったことを物語るとともに、讃歌の様式が宮廷歌人と呼ばれる人々の外にも広がっていたことを意味する。[16] 当該歌の文学史上の意義はここに見出されよう。

七　むすび

当該歌は、形式的との評を受けることが多い。それはそれで当たっている。しかし、同時に当該歌は恭仁宮遷居後まもない天平十三年二月の具体的状況を反映した歌でもあった。当該歌が描き出す恭仁宮は、完成した全き空間ではなく、未完成の恭仁宮、離宮としての恭仁宮であった。様式化した枠組みの中に写実とでもいうべき表現が織り込まれているといってもよい。

また、境部老麻呂という高級官僚による新都讃歌の存在は、我々が見ている『万葉集』の世界の外側にも万葉歌が広がっていたことを想像させる。書かれていない世界を云々することは憚られるが、今後、更に〈ウタ〉の記された木簡の発掘などにかすかではあるが、希望を抱いておきたい。

（注）

（1）『万葉集』の注釈書は通称を用いた。

（2）地名「三香原」は、特に区別が必要な場合を除き、「三香原」に統一した。

（3）地名「恭仁」は、特に区別が必要な場合を除き、「恭仁」に統一した

（4）「反歌」の頭書は元暦校本にない。また、巻十七の長歌に付された短歌に「反歌」の頭書が他に存在しない点から、この「反歌」の二文字を認めない説もある（『旧大系』、『全訳注』、『新編全集』など）。しかし、元暦校本の巻十七は整序された形跡がある上、廣瀬本にも「反歌」は存在する。そして、類聚古集に「三香原新反哥」と記されている点から、ここには「反歌」とあった見るべきだろう。

（5）「天平」の二文字が元暦校本に存在しないため、原本に存在しなかったとする説（『旧大系』、『澤瀉注釈』、『全訳注』など）もある。しかし、元暦校本は、巻頭のみ天平を記し、他は記しておらず、一方、廣瀬本には「天平」の文字が存在し、古葉略類聚抄にも「右天平十三年□月右馬□境部宿祢老麿」とあるため、この二文字は存在していたと判断した。

（6）年月日を記した引用は、特に注しない限り、『続日本紀』の記述である。また、『続日本紀』の引用は『新日本古典文学大系続日本紀』（岩波書店　一九八九～一九九八年）によった。

（7）律令の引用は、『日本思想大系　律令』（岩波書店　一九七六年）によった。また、条文番号も同書によった。

（8）通説は二月十四日であり、そちらが正しいと思われるが、今は『続日本紀』のままに記した。

（9）『日本書紀』の引用は、『新編日本古典文学全集　日本書紀』（小学館　一九九四～一九九八年）によった。

（10）鈴木武晴氏「三香の原の新都を讃むる歌」（『万葉集研究』第二十一集　一九九七年三月）

（11）拙稿「志貴皇子御作歌（1・五一）について」（北海道大学『古代文学論集―村山出先生御退休記念―』二〇〇五年三月）

（12）「天の浮橋」は用例に加えていない。

（13）『延喜式』の引用は、『訳注日本史料　延喜式　上』（集英社二〇〇〇～二〇一七年）によった。また、条文番号も同書によった。

（14）「～上つ瀬に　玉橋渡し　下つ瀬に　舟浮け据ゑ～」（9・一七六四）が実質的に「浮橋」である可能性も否定できないが、他の「浮け据う」の用例から船である可能性も否定できず、用例に加えていない。

（15）影山尚之氏「あり通ひ仕へ奉らむ万代までに」（『井手至博士追悼　万葉語文研究』特別集・二〇一八年五月）

（16）勿論、「実はこの歌は老麻呂配下の宮廷歌人の代作なのだ」といったような記されていない情報を作り上げれば、幻想は広がるが意味はあるまい。

〈付記〉

本研究はJSPS科研費JP20K00329の助成を受けたものである。

（むらた　みぎふみ・関西大学教授）